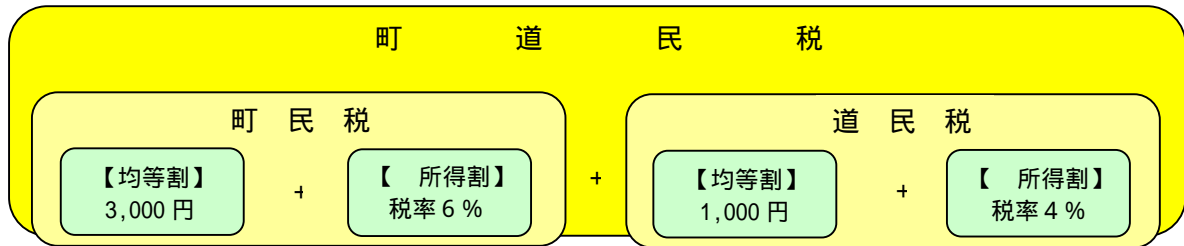


税

町道民税

町民税は、毎年1月1日現在の住所地で課税され、均等割額（平等負担分）と前年（1月から12月）の所得に応じて課税される所得割額とで構成されており、道民税も併せて賦課・徴収しています。



均等割 = 一人当たり均等に負担する額

所得割 = (前年所得金額 - 所得控除額) × 税率 - 税額控除

町道民税の特別徴収

平成21年10月から町道民税を年金から天引きする特別徴収が開始されました。特別徴収の要件は、以下のすべてにあてはまる方が対象となります。

- (1) 4月1日現在、65歳以上であること
- (2) 1月1日以降、当町に住所があること
- (3) 介護保険料が年金より特別徴収されていること
- (4) 年金分の個人住民税が課税されていること
- (5) 年金給付額が年間18万円以上であること
- (6) 介護保険料と国民健康保険税（課税されている方のみ）に、個人住民税を足した額が、年金受給額の2分の1を超えないこと

国民健康保険税（平成22年度）

国民健康保険税は世帯ごとに計算します。納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、家族の中に国保の加入者がいれば、国保税は世帯主に通知されます。（擬制世帯主といえます）

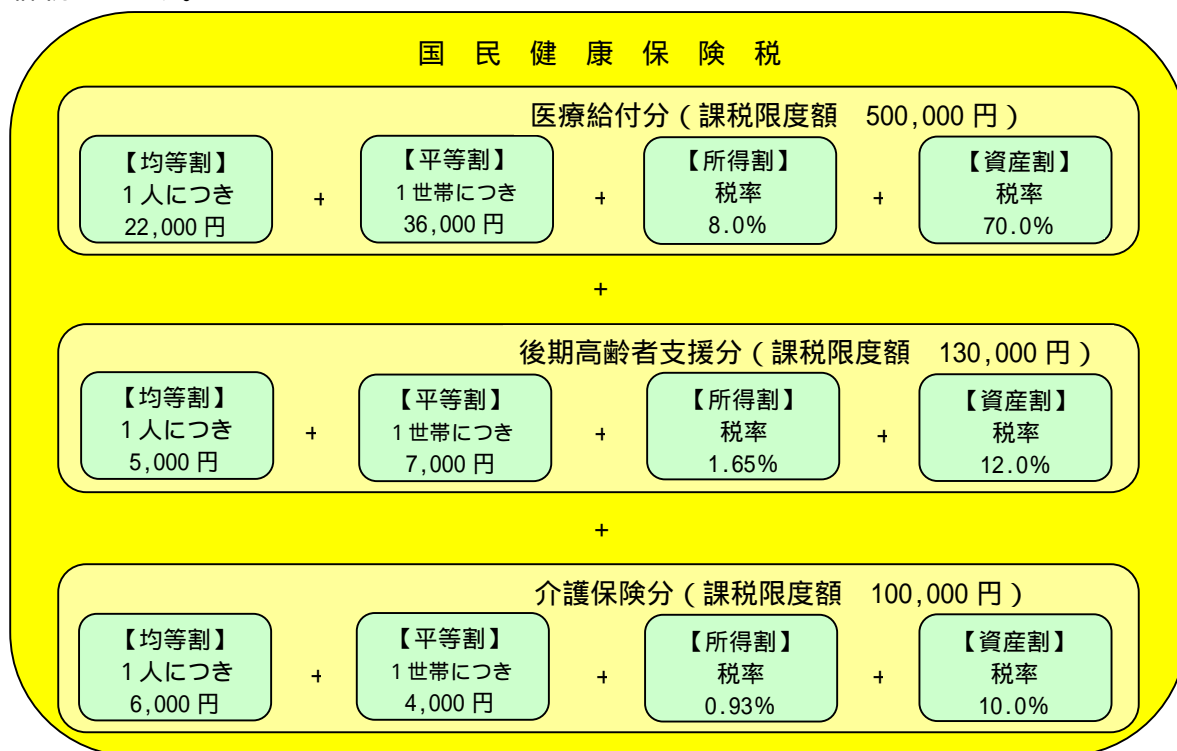
1 平成22年度の主な改正点

- (1) 限度額が改正されました。限度額は医療・後期・介護の合計で73万円となり、前年度より4万円引き上げられました。
- (2) 軽減世帯（後段に説明があります。）に該当する世帯の方の軽減割合が、6割又は4割か

ら、7割又は5割へ増加し、新たに2割軽減が追加になりました。

2 国民健康保険税の計算

国保税は医療給付分と後期高齢者支援分、介護保険分のそれぞれについて計算し、この合計額が課税されます。



医療給付分：医療費に充てるための税額

後期高齢者支援分：後期高齢者医療制度に必要な費用に充てる額

介護保険分：40～64歳までの方について算定する介護保険料

<税率>

均等割 = 加入者一人当たりの額 × 加入者数

平等割 = 一世帯当たりの額

所得割 (国民健康保険加入者の所得額 - 330,000 円 (基礎控除)) × 税率

資産割 = 加入者の固定資産税 (土地 + 家屋) × 税率

3 軽減世帯

世帯主とその世帯の国保加入者の前年所得の合計額が一定の額に満たない世帯については、その所得額に応じて均等割額と平等割額の7割、5割又は2割を減額します。軽減の条件は下記のとおりです。

- (1) 7割...前年所得の合計額が33万円以下の世帯
- (2) 5割...前年所得の合計額が33万円と24万5千円に被保険者数(世帯主を除く)を乗じて得た額との合計額以下の世帯
- (3) 2割...前年所得の合計額が33万円と35万円に被保険者数を乗じて得た額との合計額以下の世帯

4 後期高齢者医療制度の創設による国保税の軽減等

世帯の中に国保から後期高齢者医療制度に移行する方がいる場合は、その世帯の国保税が大きく変わらないようにします。

- (1) 後期高齢者医療制度に移行した方がいる世帯で、それ以外の方が引き続き国保に加入する場合。

軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ5年間、今までと同じ軽減を受けることができます。

国保の加入者が1人になる世帯（特定世帯）の場合は5年間、医療給付分と後期高齢者支援金分の平等割が半額になります。

- (2) 75歳以上の被用者保険（健康保険や共済組合など）に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することによって、その方の被扶養者だった65歳以上の方が、新たに国保に加入することになる場合（新たに国保に加入する方を旧被扶養者といいます）。

当分の間、保険税が下記のとおり減額になります。

所得割、資産割を免除

均等割を半額

平等割を半額（国保加入者すべてが旧被扶養者の場合、5国民健康保険税の特別徴収平成20年10月から原則として国民健康保険税を年金から天引きする特別徴収が開始されます。

- (1) 特別徴収の要件

以下のすべての要件にあてはまる方が対象となります。（擬制世帯主は、特別徴収の対象になりません。）

世帯内の国民健康保険加入者が全員65～74歳であること

年金給付額が18万円以上であること

国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金受給額の2分の1を超えないこと

- (2) 支払方法の変更（年金天引き 口座振替）

次の要件を満たす方は、年金天引きから口座振替に変更することができます。口座振替を希望される方は、印鑑（新規に預金口座振替依頼を行う方は、届出印鑑）を持参のうえ、税務課窓口で手続きを行ってください。また、これまで国民健康保険税の納付に口座振替をご利用だった方は、電話で変更（年金天引き 口座振替）手続きができます。

国民健康保険税を口座振替により納めていただける方

これまで国民健康保険税を滞納することなく納めていただいている方

5 国民健康保険税の納付

納税通知書が7月に送付されています。年税額（12か月分）を7月から翌年2月までの8回に分けて納めていただきます。

6 国民健康保険税の特別徴収

平成20年10月から国民健康保険税を年金から天引きする特別徴収が開始されました。

- (1) 特別徴収の要件

以下のすべての要件にあてはまる方が対象となります。（擬制世帯主は、特別徴収の対象にな

りません。)

世帯内の国民健康保険加入者が全員 65～74 歳であること

年金給付額が年間 18 万円以上であること

国保税と介護保険料をあわせた額が年金受給額の 2 分の 1 を超えないこと

(2) 支払方法の変更（年金天引き 口座振替）

次の要件を満たす方は、年金天引きから口座振替に変更することができます。口座振替を希望される方は、印鑑（新規に預金口座振替依頼を行う方は、銀行の届出印鑑）を持参のうえ、税務課窓口で手続きを行ってください。また、これまで国民健康保険税の納付に口座振替をご利用の方は、電話で変更（年金天引き 口座振替）手続きができます。

国保税を口座振替により納めていただける方

これまで国保税を滞納することなく納めていただいている方

固定資産税

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に固定資産の所在市町村が課する税です。税額は、課税標準額に 1.4%（税率）を乗じて算出します。

ただし、資産ごとの合計額が一定額（土地：30 万円、家屋：20 万円、償却資産：150 万円）未満は免除されるほか、要件を満たす住宅は、新築後 3 年間税額が軽減されます。

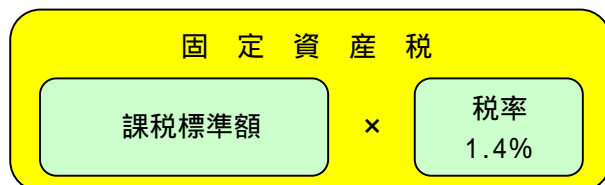
また、下記の場合は役場税務課まで届出をお願いします。

(1) 家屋を新築した場合

家屋を新築した場合は、後日、固定資産課税台帳へ価格等を登録する必要があるため、町の担当者が家屋の評価に伺います。評価対象の家屋を把握する必要があるため、役場税務課まで届出をお願いします。

(2) 家屋を取り壊した場合

家屋の取り壊しの届出は、12 月末までに済ませてください。届出がない場合は、翌年度も課税されます。また、相続等の未登記物件の届出もお忘れのないようお願いします。



課税標準額とは、固定資産税を計算するための基礎となる価格です。固定資産は、総務大臣の定める「固定資産評価基準」に基づいて評価され、町長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録します。

税金が納められないとき

町税等を納期限までに納められない場合は、速やかに税務課までご相談ください。事情に応じた納付方法を相談いたします。

なお、相談もなく未納の状態が継続する場合は、滞納処分の対象となるだけでなく、「町税の滞納に対する制限処置に関する条例」の規定により行政サービスを受けられない場合がありますので、ご注意ください。

また、災害に遭われた方などは、納期限7日前までに申請していただくと減免が受けられる場合があります。

お問い合わせ

税 務 課

0 1 4 6 6 - 2 - 4 6 2 0